

飯へ十三日給業員團の給養費を提出し、  
 設立金の元味支拂給を要求したるを拒絶するは、  
 業員は同日更に専業主を訪問し給料の支拂、積算年當並の  
 専業主の意圖を達したるも、この積算並に來ては、給  
 算よりその給料より隨分式を申出たるを以て、警察が  
 團の団長を逮捕し、給業員の持訴を自由とし一人の審判を  
 給業員團の団長に於て十二日給算守審判を訪問し、給料一  
 切を積算年三給算入の營業を強行し、團の強行に出たので、  
 専業主は給業員の要求を拒絶し其の強行を許した直ちに團  
 十一、後編の強行

十一、後編の強行  
 員の自由意思の行たるも、この積算並に來ては、給  
 算よりその給料より隨分式を申出たるを以て、警察が  
 團の団長を逮捕し、給業員の持訴を自由とし一人の審判を  
 給業員團の団長に於て十二日給算守審判を訪問し、給料一  
 切を積算年三給算入の營業を強行し、團の強行に出たので、  
 専業主は給業員の要求を拒絶し其の強行を許した直ちに團  
 十一、後編の強行

組員 謝開會福岡出張所

法財 團協調會福岡出張所

1、六月一日十日給料未拂額 一一四圓九八  
 2、積立金の元利等専業主より支拂はしむる様申出づると  
 共に、一方専業主の強硬態度に抗争すべく總同盟日本  
 石炭坑夫組合に援助を求めたので同組合に於ては豫め  
 て飯塚市内に於ける自動車従業員を糾合して交通労働  
 組合を組織せんとすの意圖を有してゐたので右求援に應  
 じて組合事務所を争議團事務所に提供し積極的に乗り  
 出すこととなつた。

而して同組合幹部笹岡正重は十五日専業主に會見し其  
 の意圖を聴取し來り次の要求書を作成し翌十六日代表  
 者をして持参せしめたるも不在の爲更に之を郵送した  
 たところ返送されたので大いに激昂しアジビラ、傳單  
 或は聲明書等を以て果敢な闘争に出づることとなつた